

介護サービス事業者の業務管理体制整備について

1 概要

介護保険法第 115 条の 32 により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

令和 3 年度より中核市については届出先が市の介護保険担当課になりました。

○ 事業者が整備する業務管理体制

| 事業所等の数 | 1 以上 20 未満 | 20 以上 100 未満 | 100 以上 |
|-------------|--|---|------------------|
| 業務管理体制整備の内容 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（以下「法令遵守責任者」といいます。）の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
| | | 業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」といいます。）の整備 | 法令遵守規程の整備 |
| | | | 業務執行の状況の監査を定期的実施 |

注) 「事業所等の数」について

介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所（※）は除きます。

※ みなし事業所……病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

2 届出が必要となる事由

(1) 業務管理体制の整備に関して届け出る場合（様式第 1 号）

⇒事業者（法人）として、初めて事業所を立ち上げ、介護サービスを開始する場合

(2) 事業所等の指定等により事業展開地域が変わり届出先区分の変更が生じた場合（様式第 1 号）

※下記「○ 届出書の提出先及び提出部数」参照

(3) 届出事項に変更があった場合（様式第2号）

⇒法令順守責任者の変更があった場合、法人が廃止となる場合等

○ 届出書の提出先及び提出部数

| 区 分 | 提 出 先 | 提出部数 |
|---|---|------|
| 1 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者 | | |
| (1)事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 | 1部 |
| (2)事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 事業者の主たる事務所在する都道府県知事 (主たる事務所が本県内に所在する場合は <u>長野県健康福祉部介護支援課</u>) | 1部 |
| 2 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く | <u>中核市の長</u> | 1部 |
| 3 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村長 | 1部 |
| 4 1、2及び3以外の事業者 | | |
| (1) 県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県内にある介護サービス事業者 | 長野県知事 (主たる事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所) | 2部 |
| (2) 県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県外にある介護サービス事業者 | 長野県知事 (<u>健康福祉部介護支援課</u>) | 1部 |